2025年4月1日現在

＜　重要事項説明書　＞

敬愛クリニックが提供する介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に同意を頂きたい内容を、本書面にてご説明いたします。ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

1. 診療所について

診療所名	敬愛クリニック
管理者	院長:中島　克恵
所在地及び電話番号	所在地:東京都町田市忠生4丁目5番地10ウエルストンアネックス1階 電話番号:042－794－9106　FAX番号:042－794－9017
診療所の職員体制	管理者(院長)　1名 医　師　1名　精神保健指定医(院長兼務) 看護師　1名 事務員　2名
診療時間	①外来:月曜日及び金曜日　9時から13時　※予約制 ②訪問診療: 月曜日及び金曜日　14時から18時 火曜日、水曜日、土曜日　9時から13時、14時から18時 ③休診日:木曜日及び日曜日 上記診療時間外につきましては、24 時間連絡が可能な体制とし、急を要すると判断した場合には、緊急往診を行います。
指定番号	医療機関コード:1313228152 介護保険事業者番号:13228152
サービスを提供する通常の実施地域	町田市、多摩市、八王子市、相模原市 ※その他の地域についても、お気軽にお問合せください。
運営法人	名称:医療法人社団天恵会 代表:理事長　中島　克恵 所在地:東京都町田市忠生4丁目5番地10ウエルストンアネックス 電話番号:042－794－9106　FAX番号:042－794－9017 ホームページ:http://keiai-med.com
サービスの第三者評価の実施状況について	実施の有無 ： なし　　実施した直近の年月日 ： 第三者評価機関名:　　評価結果の開示状況 ：
法人が運営する事業所①	名称　:敬愛クリニック在宅相談室 所在地 :東京都町田市忠生4丁目5番地10ウエルストンアネックス2階 電話番号 ： 042－794-9790　FAX番号 ： 042－794－9899 事業内容 ： 介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業 (介護保険事業者番号:1373206521)
法人が運営する事業所②	名称 :敬愛クリニック訪問看護ステーション 所在地 :東京都町田市忠生4丁目5番地10ウエルストンアネックス2階 電話番号 ： 042－789－3730　FAX番号 ： 042－794－9899 事業内容 :介護保険法及び健康保険法に基づく指定訪問看護の事業 (介護保険事業者番号:1363290501)

法人が運営する事業所③	名称 :ケアパートナーけいあい 所在地 :神奈川県川崎市麻生区片平 1572-2 アンジュール 11 号 電話番号 : 044-571-6-53　　FAX 番号:044-577-5206 事業内容 : 介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業 （介護保険事業者番号:1475602668）

2. 事業の目的及び運営の方針

⑴計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに患者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

⑵介護サービスを利用している利用者にあたっては、必要に応じて利用者又は家族の同意を得て、当該介護サービス事業者に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行います。

⑶診療所の医師及び看護師等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した在宅日常生活を営む事ができるよう、科学的で適正な医療を提供します。

⑷事業の実施にあたっては、本人及び家族等のみならず、地域にある居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、関係市区町村、地域の保健・福祉サービス及び地域住民やボランティア等で構成される支援団体との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービスの内容

⑴担当の医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。

⑵利用者若しくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。

⑶利用者の社会生活面の課題にも目を向け、患者の多様なニーズについて地域における多様な社会資源につながるよう留意し、必要に応じて指導、助言等を行います。

4. 利用料金

（介護予防）居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、以下のとおりです。当該サービス利用費がが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額となります。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1月につき要介護度に応じた金額を全額ご負担頂き、当事業所からサービス提供証明書及び領収書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、負担割合に応じた金額の払戻を受けられます。

⑴介護報酬額

〇居宅療養管理指導（Ⅰ）　以下の居宅療養管理指導（Ⅱ）の要件以外

単一建物に居住している利用者数	単位数	1 割負担(円)	2 割負担(円)	3 割負担(円)
1 人	515	515 円	1,030 円	1,545 円
2 人から 9 人	487	487 円	974 円	1,461 円
10 人以上	446	446 円	892 円	1,338 円

○居宅療養管理指導(Ⅱ)　　在宅時医学総合管理料又は施設入居時医学総合管理料を算定する場合

単一建物に居住している利用者数	単位数	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
1人	299	299円	598円	897円
2人から9人	287	287円	574円	861円
10人以上	260	260円	520円	780円

⑵交通費及び移動費　　費用は徴収していません。

⑶その他費用　　費用は徴収していません。

5. 損害賠償

当診療所がサービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。そのための賠償責任保険にも加入しています。

事故対応窓口	院長　中島　克恵
業務上の事故発生時の対応	・事故状況の把握と安全確保 ・緊急連絡(嘉造、事業所管理者、法人本部、その他関係機関 ・事故状況の記録と報告及び事実確認、保険会社への連絡 ・再発防止策の検討 ・利用者、家族への報告 ・保険者への報告 ・必要に応じて損害賠償の協議

6. 個人情報の取扱い

⑴ 当診療所がサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

⑵ (介護予防)居宅療養管理指導を実施するために必要最小限の範囲内において、利用者及びその家族から予め文書で同意を得た上でその個人情報を使用できるものとし、関係者以外には決して個人情報が漏れることのないように細心の注意を払うとともに、個人情報を提供した会議、相手方、内容等についての記録を保存します。

⑶ 個人番号(マイナンバー)制度運用に伴う事務手続きについて

・申請時に視認した利用者のマイナンバーを記録、コピーして保管する等の行為は行いません。

⑷ 個人情報を使用する目的

① 健康保険法に基づく診療及び介護保険法に基づく介護保険サービスの提供及びその他保健・福祉・医療との連携や連絡調整のため。

② 当該利用者の居宅サービス計画書を検討する担当者会議及び介護サービスの質の向上や業務の維持・改善のために必要な会議・事例検討会で使用するため。

③ 診療所の診療報酬及び介護報酬請求事務のため。

7. サービス内容に関する苦情

当診療所の居宅療養管理指導に関するご相談・苦情を承ります。

⑴事業所の窓口

相談・苦情対応窓口	院長　中島　克恵
相談・苦情受付後の対応	・丁寧な聞き取りと正確な状況確認 ・発生原因の追究と改善策及び具体的対応の検討 ・ご本人、ご家族及び関係者への回答 ・時系列に沿って記録し、事業所にて保管 ・管理者の判断で必要に応じて理事長へ報告(記録のコピーの提出) ・再発防止に向けて事業所、及び法人全体として苦情内容と改善策に関する情報共有

(2)公的機関窓口

事業所以外に行政機関の窓口等にも苦情等を申し出る事ができます。

①保険者窓口

町田市いきいき生活部介護保険課	電話番号 ： 042-724-4366

②国民健康保険団体連合会相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課介護相談窓口担当係	電話番号 ： 03-6238-0177

8．業務継続計画の策定

感染症や自然災害の発生時、患者に対する(介護予防)居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、当法人に勤務するすべての職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

業務継続計画策定に関する委員会構成委員	・診療所　看護師 ・訪問看護ステーション　看護師 ・居宅介護支援事業所　介護支援専門員 ・その他委員会で必要と認めた者

9. 感染症の予防及びびまん延の防止のための措置

感染症が発生した際の予防、又はまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1)診療所における感染症の予防及びびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催します。

(2)診療所における感染症の予防及びびまん延防止のための指針を整備します。

(3)当法人に勤務するすべての職員に対し、感染症の予防及びびまん延防止のための研修を定期的に実施します。

対策検討委員会構成委員	・診療所　看護師 ・訪問看護ステーション　看護師 ・居宅介護支援事業所　介護支援専門員 ・その他委員会で必要と認めた者

10.虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1)診療所における虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

⑵診療所における虐待防止のための指針を整備します。
⑶当法人に勤務するすべての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
⑷虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

当診療所の虐待防止担当者	院長　中島　克恵
虐待防止対策検討委員会構成委員	・診療所　看護師 ・訪問看護ステーション　看護師 ・居宅介護支援事業所　介護支援専門員 ・その他委員会で必要と認めた者

11 .身体的拘束等について

診療所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、患者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、保存します。

また診療所として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを、他医療機関や介護サービス事業所と連携して行います。

①切迫性	直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及び事が考えられる場合
②非代替性	身体的拘束以外に、代替する介護方法がない場合
③一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及び事がなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

12. 要介護認定前に(介護予防)居宅療養管理指導の提供が行われる場合の特例事項に関して

⑴注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意頂く必要があります。

① 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、認定前に提供された居宅サービスに関する利用料金は、原則として利用者に全額(10 割)ご負担となります。